

宮崎大学農学部学生支援委員会規程

平成20年9月16日
制 定

(設置)

第1条 宮崎大学農学部に、学生の就職・生活支援等の強化を図る目的で、宮崎大学農学部学生支援委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(任務)

第2条 委員会は、学部長、各教員と緊密な連携を図り、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 就職支援活動に関する情報収集、企画・立案、広報活動に関する事項
- (2) 学生の厚生補導に関する事項
- (3) 修学支援及び学習環境の整備充実に関する事項
- (4) インターンシップ(就業体験学習)に関する事項
- (5) 組織の自己点検・評価に関する事項
- (6) その他学生生活及び就職の支援に関わる事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 次年度に最終学年を担当するクラス担任
- (2) 教授会から推薦された教授2人
- (3) 教務委員会代表1人

(委員の任期)

第4条 前条第2号に規定する委員の任期は2年とする。

- 2 前条第2号委員は1年毎に半数を改選する。
- 3 委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、第3条第2号の委員をもって充てる。副委員長は次年度の委員長となる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会は、過半数の委員の出席がなければ開くことができない。

(代理出席)

第7条 委員に事故があるときは、代理の者が出席するものとする。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員会は学部長が出席し、意見を述べることができる。

- 2 委員会が、必要と認めるときは、委員以外の者を出席させることができる。

(事務)

第9条 委員会の事務は、学部事務部において処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成20年10月1日から施行する。
- 2 宮崎大学農学部就職委員会(平成16年4月1日制定)は、廃止する。
- 3 この規程の施行後、最初に選出される第3条第1項第2号の委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、1人は平成21年3月31日までとし、他の1人は平成22年3月31日までとする。